

# 福岡県公報

平成26年11月28日  
第3649号

## 目次

### 告示(第976号-第999号)

○自衛官の募集	(市町村支援課) ……………	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) ……………	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課) ……………	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課) ……………	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) ……………	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課) ……………	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称の変更	(保護・援護課) ……………	6
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	6
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	6
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	6
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	7
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	7
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	8
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	8

○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	9
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	9
○平成26年度一般会計補正予算	(財政課) ……………	9
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	12
○落札者等の公示	(教育庁高校教育課) ……………	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	13
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	13
○公共測量の終了(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) ……………	13
○公共測量の終了(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) ……………	13
○公共測量の終了(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) ……………	13
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	14
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	14
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	14
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	14
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ……………	15
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課) ……………	15
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	15
○平成26年度砂利採取業務主任者試験の合格者発表	(工業保安課) ……………	16
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	16
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	16
○都市計画事業の施行	(公園街路課) ……………	16
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) ……………	17
○一般競争入札の実施	(漁業管理課) ……………	18

○福岡県立筑後いずみ園の移譲に係る社会福祉法人の募集（児童家庭課）……………21

雑 報

○測量士試験及び測量士補試験の実施（県土整備総務課）……………23

告 示

福岡県告示第976号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成26年度における自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小 川 洋

1 募集種目

自衛官候補生（男子）

2 募集期間

平成27年3・4月入隊（男子）	平成26年12月1日から 平成27年1月19日まで
-----------------	------------------------------

3 受験資格

- (1) 平成27年4月1日現在、18歳以上27歳未満の男子で日本国籍を有するもの
- (2) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

平成27年1月25日（日）及び26日（月）のうち指定する日

5 受付場所

受付場所	名 称
福岡市博多区竹丘町1-12 （電話 092-584-1881~1883）	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） （電話 093-963-7728又は093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所

飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区和白丘2-2-63 （電話 092-607-4826）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（和白）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F （電話 0942-23-7055）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277（小郡駐屯地内） （電話 0942-72-3161）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称

筆記、口述及び身体検査の試験場

試験場	位 置	名 称
北九州	北九州市小倉南区北方5-1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福 岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑 後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地

福岡県告示第977号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林子定森林の所在場所  
田川郡添田町大字津野字原ノ尾3924の1、3929の2、字内ヶ野3925、字原ノ尾ノ上3931の1
- 2 指定の目的  
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字原ノ尾3924の1・3929の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
、字内ヶ野3925（次の図に示す部分に限る。）  
、字原ノ尾ノ上3931の1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

那珂	県道	板付牛頸線筑紫野	前	春日市須玖南二丁目172番先から春日市昇町一丁目1番先まで	8.1 ～ 11.8	15.6
			後	春日市須玖南二丁目172番先から春日市昇町一丁目1番先まで	8.1 ～ 11.8	15.6

福岡県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	三潁陽線	前	八女郡広川町大字水原4154番1先から八女郡広川町大字水原4602番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3
			前	八女郡広川町大字水原4154番1先から八女郡広川町大字水原4602番1先まで	9.0 ～ 81.6	1,452.3
			前	八女郡広川町大字水原4154番1先から八女郡広川町大字水原4602番1先まで	4.1 ～ 23.0	1,460.2
			後	八女郡広川町大字水原4154番1先から八女郡広川町大字水原4602番1先まで	4.1 ～ 15.5	1,472.3

		後	八女郡広川町大字水原4154番1先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで	9.0 ～ 81.6	1,452.3
--	--	---	--	------------------	---------

**福岡県告示第980号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	三瀧 上陽線	八女郡広川町大字水原4504番4先から 八女郡広川町大字水原4602番1先まで

**福岡県告示第981号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生376	うえだクリニック耳鼻咽喉科・皮フ科	糟屋郡新宮町夜白六丁目8-8	H26・11・1
大野生130	にしこころの診療所	大野城市下大利一丁目13番1号	H26・11・1

筑紫生157	特別養護老人ホームたんたんたん診療所	筑紫野市美咲1023番2	H26・10・1
糸島地生99	古賀医院	糸島市高田一丁目9-32	H26・11・1
大野生歯130	ヒカリ歯科医院	大野城市御笠川二丁目8-9	H26・11・1
大生歯212	くろひじデンタルクリニック	大牟田市不知火町一丁目JR九州大牟田駅	H26・11・1
粕生薬157	株式会社大賀薬局 新宮調剤店	糟屋郡新宮町夜白六丁目8番12号	H26・11・1
大野生薬73	野間薬局 下大利店	大野城市下大利一丁目13番1号 大野城センタービル1F	H26・11・1
春生薬62	タカラ薬局徳洲会病院前	春日市桜ヶ丘四丁目23	H26・10・1
春生薬63	ニック星見ヶ丘薬局	春日市星見ヶ丘二丁目43	H26・10・1
行生薬74	そうごう薬局 新田原調剤センター店	行橋市大字東徳永354番13	H26・11・1

**福岡県告示第982号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑紫生歯35	ほそかわ歯科医院	筑紫野市筑紫駅前通一丁目1	H26・7・28
筑紫生33	医療法人牧和会牧病院	筑紫野市大字永岡976の1	H25・8・31

遠生歯86	医療法人 嘉村整形外科・歯科医院	遠賀郡遠賀町大字今古賀649-1	H26・7・31
行生歯20	大江歯科医院	行橋市宮市町10-1	H26・9・30

### 福岡県告示第983号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯生薬119	タカラ薬局川津	須克薬局	飯塚市川津字荻町359-2	H26・10・1

#### 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生140	医療法人箱田会箱田病院	糟屋郡粕屋町大字仲原1451	糟屋郡粕屋町仲原一丁目14番14号	H23・9・23
福津生45	明日花クリニック福津在宅診療所	福津市317番地（福岡駅東地区11街区3-1画地）	福津市日蒔野三丁目1番地109	H26・5・31
福津生薬24	くれよん薬局福津	福津市福岡駅東土地区画整理事業地区内72街区14-1・2・3画地	福津市日蒔野五丁目14-15	H26・5・31
飯生訪6	訪問看護ステーションエルム	飯塚市西徳町1-1	飯塚市明星寺45番1号	H20・2・1

### 福岡県告示第984号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
古生柔30	岡本 貴俊（むさし鍼灸整骨院）	古賀市花見東四丁目13-34	H26・11・1
糸島地生柔51	石丸 優（ういんぐ整骨院 糸島院）	糸島市高田二丁目18-20	H26・10・17
宗遠生柔19	福田 健志（遠賀南整骨院）	遠賀郡遠賀町大字虫生津307番地	H26・10・2
嘉鞍生柔5	立石 世紀（ひなの整骨院）	嘉穂郡桂川町大字土師4187-10	H26・10・6
古生はき5	蘇 秀華（大福鍼灸療院）	古賀市天神三丁目16番7号	H26・10・1
糸島地生はき6	佐々木 清人（はり・灸・sasaki）	糸島市志摩桜井4642-14	H26・11・1

### 福岡県告示第985号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田生マ30	祝 義朗（訪問マッサージ サムズアップ）	田川市大字弓削田1279	H26・10・16

福岡県告示第986号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
飯生はき10	鶴 正剛（つる鍼灸整骨院）	鶴 正剛（つる鍼灸院）	飯塚市横田460-6	H26・9・3

福岡県告示第987号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	久留米市大橋町蜷川1012番2先から	2.7 ～	106.3

久留米	県道	久留米浮羽線	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			久留米市大橋町蜷川1013番8先まで	4.4	
		後	久留米市大橋町蜷川1012番2先から 久留米市大橋町蜷川1013番8先まで	4.4 ～ 5.5	106.3

福岡県告示第988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般国道	385号	前	大川市大字下木佐木35番2先から 大川市大字下木佐木32番6先まで	16.7 ～ 28.0	38.3
			後	大川市大字下木佐木35番2先から 大川市大字下木佐木32番6先まで	17.0 ～ 36.4	38.3

福岡県告示第989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般 国道	442号	前	大川市大字中木室557番 1先から 大川市大字下木佐木11番 5先まで	6.0 ～ 7.0	224.8
			後	大川市大字中木室557番 1先から 大川市大字下木佐木11番 5先まで	8.9 ～ 37.7	224.8

**福岡県告示第990号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	500号	前	朝倉郡東峰村大字小石原 1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			前	朝倉郡東峰村大字小石原 1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	7.7 ～ 360.0	5,206.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原 1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			後	朝倉郡東峰村大字小石原 1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	7.7 ～ 360.0	5,206.0

**福岡県告示第991号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	直 方 芦 屋 線	鞍手町大字小牧421番先から 鞍手町大字小牧330番先まで

**福岡県告示第992号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	西 島 筑 邦 線	前	久留米市安武町住吉738 番2先から 久留米市安武町住吉766 番先まで	4.5 ～ 5.4	83.5
			後	久留米市安武町住吉738 番2先から 久留米市安武町住吉766 番先まで	4.5 ～ 5.4	83.5
				久留米市安武町住吉738		

			後	番2先から 久留米市安武町住吉766 番先まで	7.0 ～ 7.7	91.8
--	--	--	---	-------------------------------	-----------------	------

**福岡県告示第993号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	西島線 筑邦	久留米市安武町住吉738番2先から 久留米市安武町住吉766番先まで

**福岡県告示第994号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	久留米市東合川八丁目1 番1先から 久留米市東合川干出町2 番2先まで	5.0 ～ 5.0	151.1
				久留米市東合川八丁目1		

久留米	県道	吉井 久留米線 自転車道	後	番1先から 久留米市東合川干出町2 番2先まで	5.0 ～ 5.0	151.1
			後	久留米市東合川八丁目1 番1先から 久留米市東合川干出町2 番2先まで	5.0 ～ 5.0	

**福岡県告示第995号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井 久留米線 自転車道	久留米市東合川八丁目1番1先から 久留米市東合川干出町2番2先まで

**福岡県告示第996号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
				久留米市田主丸町石垣		

久留米	県道	浮羽線 草野線 久留米	前	499番1先から 久留米市田主丸町石垣 565番1先まで	9.5 ～ 17.6	130.0
			後	久留米市田主丸町石垣 499番1先から 久留米市田主丸町石垣 565番1先まで	9.5 ～ 17.6	
			後	久留米市田主丸町石垣 499番1先から 久留米市田主丸町石垣 565番1先まで	10.0 ～ 16.6	

**福岡県告示第997号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	浮羽線 草野線 久留米	久留米市田主丸町石垣499番1先から 久留米市田主丸町石垣565番1先まで

**福岡県告示第998号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年11月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	田主丸 停車場線 石垣	久留米市田主丸町石垣482番4先から 久留米市田主丸町石垣490番1先まで

**福岡県告示第999号**

平成26年度一般会計補正予算を平成26年11月21日付けで次のように専決処分したので公表する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

## 平成 26 年度福岡県一般会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度福岡県の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,080,896 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,684,104,860 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 11 月 21 日 専決

福岡県知事 小 川 洋

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		208,791,860	2,080,896	210,872,756
	3 委託金	4,419,362	2,080,896	6,500,258
歳入	合計	1,682,023,964	2,080,896	1,684,104,860

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		49,873,175	2,080,896	51,954,071
	5 選挙費	113,754	2,080,896	2,194,650
歳出	合計	1,682,023,964	2,080,896	1,684,104,860

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩芥屋字大坪3179番49及び3211番34
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区吉塚四丁目1番8-201  
永 梅

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
春日市若葉台東五丁目82番1、82番3、96番2、97番2、98番14及び98番15
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
春日市松ヶ丘六丁目14番地  
有限会社 中央建築  
代表取締役 北浦 勉

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年11月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
マシニングセンタ 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県立小倉工業高等学校
  - (2) 所在地  
北九州市小倉北区白萩町6-1
- 3 落札者を決定した日  
平成26年10月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
日立キャピタル株式会社 九州法人支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
34,424,352円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成26年9月12日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
遠賀郡岡垣町大字高倉字中縄手665番、669番1、669番2、670番1、671番1、672番1、673番、674番1、675番1、675番6及び2950番2

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

株式会社 ナフコ

代表取締役 深町 勝義

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（空中写真測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀川水系	平成26年10月9日から 平成27年2月27日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（数値写真地図作成）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大野城市全域	平成26年10月14日から 平成27年3月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
中間水巻線 中間市蓮花寺二丁目	平成26年9月26日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
中間水巻線 中間市蓮花寺二丁目	平成26年9月26日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川郡福智町伊方	平成26年11月10日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区大字恒見	平成26年9月29日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により小竹町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級・3級基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
鞍手郡小竹町大字御徳	平成26年10月22日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	平成26年10月28日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 くりえいと三丁目商業施設
  - (2) 所在地 宗像市くりえいと三丁目3番1号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特になし

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成26年11月28日から同年12月12日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容  
田川都市計画道路3・4・2号南大通り線の変更  
田川都市計画道路3・4・11号千代町横島線の廃止
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
田川市寿町、千代町、大字奈良及び大字川宮の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
田川市都市整備部都市計画課

## 公告

築上郡吉富町土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

退任監事

氏名	住所
恒成一治	築上郡吉富町大字広津207番地

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更

の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日  
平成26年10月28日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 不知火コミュニティショッピングプラザ  
(2) 所在地 大牟田市大字田隈字八反田951番1ほか
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
3,422㎡	2,508㎡

- 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時間	閉店時間	開店時間	閉店時間
株式会社ローソン	—	—	24時間	
株式会社アルコム	午前10時00分	午後8時00分	午前10時00分	午後8時00分
株式会社フタタ	午前10時00分	午後8時00分	午前10時00分	午後8時00分
株式会社ゲオホールディングス	午前10時00分	午後8時00分	午前9時00分	午前2時00分
有限会社江口通商	午前10時00分	午後8時00分	午前10時00分	午後8時00分
サンカクヤ株式会社	午前10時00分	午後8時00分	午前10時00分	午後7時00分
株式会社Coo&RIKU 東日本	午前10時00分	午後8時00分	午前10時00分	午後8時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後8時30分	24時間

## (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
荷さばき施設No. 1	午前6時00分～午後10時00分	24時間
荷さばき施設No. 2	午前6時00分～午後10時00分	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設No. 3	午前6時00分～午後10時00分	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設No. 4	午前6時00分～午後10時00分	午前6時00分～午後10時00分

**公告**

平成26年度砂利採取業務主任者試験（平成26年11月14日実施）の合格者を次のように発表する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

5	7	9	10
---	---	---	----

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
警察コミュニケーションシステム用通信回線機器賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

平成26年10月22日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

日通商事株式会社福岡支店

## (2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

144,734,688円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成26年9月9日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
八女市本村字溝狭間643番1、643番3から643番15まで、648番1並びにこれらの区域内の道路である八女市有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
久留米市東合川新町11-30  
シーユーホーム 株式会社  
代表取締役 古賀 清秀

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、

都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

前原都市計画道路事業3・5・21号北新地新田線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福岡県土整備事務所 福岡市東区箱崎一丁目18番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

糸島市前原北二丁目並びに新田字加布羅、字郷夫、字前川及び字赤坂地内

(2) 使用の部分

糸島市前原北二丁目並びに新田字加布羅及び字郷夫地内

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

漁業調査船「ずいよう」1隻

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)  
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から平成26年12月3日（水曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る入札参加申込み確認票を期限までに提出し、受理された者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
  - (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。
  - (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量

漁業調査船「ずいよう」 1隻

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月31日（火曜日）

(4) 納入先

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所

(5) 納入場所

柳川市吉富町728番の5 沖端漁港内 係留地

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年12月24日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
-----	-----	-----	----

05	02	機械器具（電気通信機器）	AA又はA
05	09	機械器具（農林水産機器）	AA又はA
06	03	車両・船舶（船舶・その他）	AA又はA

(2) 平成21年度以降に、有明海地区においてもつばらノリ養殖作業に用いる漁船を建造した実績を有する者

(3) 納入しようとする船の主要構造が仕様書の基準を満たすことができる者

(4) 当該船の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(7) 上記(1)から(6)までに示す条件を満たすことの入札参加申込み確認票を平成26年12月9日（火曜日）までに提出した者

なお、提出した入札参加申込み確認票等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

(1) 入札手続に関すること

〒832-0055 柳川市吉富町728番の5

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 のり養殖課（庶務）

電話番号 0944-72-5338

(2) 工事に関すること

〒832-0055 柳川市吉富町728番の5

福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 のり養殖課（研究）

電話番号 0944-74-0530

6 契約条項を示す場所

5の(1)の部局とする。

- 7 入札説明書の交付  
 平成26年11月28日（金曜日）から同年12月5日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分まで5の(1)の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
 5の(1)の部局とする。
  - (2) 提出期限  
 平成26年12月24日（水曜日）午後4時30分
  - (3) 提出方法  
 持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
 〒832-0055 柳川市吉富町728番の5  
 福岡県水産海洋技術センター有明海研究所 大会議室
  - (2) 日時  
 平成26年12月25日（木曜日） 午後1時30分
- 11 落札者がいない場合の措置  
 開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。再入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格を入札した者と随意契約を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
 見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付

- 又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金  
 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効  
 次の入札は無効とする。
- なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
  - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
  - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
  - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
  - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
  - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
  - (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その価格が予定価格算出の基礎となった直接の製造費又はこれに相当する額に満たないときは、調査のうえ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする場合もある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を要請する場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Inquiry Vessel 1
- (2) Delivery period : By March 31,2015
- (3) Delivery place : 728-5 Yoshitomi-machi, Yanagawa-city, Fukuoka, Japan
- (4) Time limit for tender : 4:30 P.M. December 24,2014
- (5) Contact point for the Notice : Fukuoka Fisheries & Marine Technology Research Center Ariakekai Laboratory.  
728-5 Yoshitomi-machi, Yanagawa-city, 832-0055, Japan  
Tel 0944-74-0530

## 公告

福岡県立筑後いずみ園の移譲に係る社会福祉法人を次のように募集します。

平成26年11月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 募集の内容

情緒障害児短期治療施設「福岡県立筑後いずみ園」（以下「筑後いずみ園」という。）の移譲を受け、当該施設を継続して運営する社会福祉法人（以下「移譲先法人」という。）の募集

（詳細は、募集要項によるほか、現地説明会を開催する。）

## 2 移譲年月日等

(1) 移譲年月日 平成28年4月1日

(2) 入所児童の措置変更

移譲日の前日に現に入所している児童は、原則として、引き続き移譲先法人が移譲を受ける施設に措置変更される。

## 3 移譲に係る土地、建物等の物件の取扱い

(1) 土地

無償貸与とし、10年間の使用貸借契約を締結する。

また、契約期間満了時に譲渡又は更新について協議する。

(2) 建物、工作物、樹木

無償譲渡とし、無償譲渡契約を締結する。

(3) 物品等

無償で譲渡する。

## 4 移譲の条件

移譲先法人が遵守すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉法、児童福祉法及びその他の諸法令並びに施設の運営等に関する行政指導等を遵守して運営すること。

(2) 現在の施設名称「筑後いずみ園」を引き続き使用すること。

(3) 移譲に係る土地、建物等は、情緒障害児短期治療施設以外の用に供さないこと。

(4) 移譲を円滑に行うため、移譲前の一定期間、筑後いずみ園で業務の引継を行うこと。

なお、業務の引継に要する経費は、移譲先法人が負担すること。

(5) 入所定員は50人とし、あわせて、通所部門を開設すること。

なお、移譲後定員を変更する場合は、あらかじめ福岡県と協議すること。

(6) 入所児童の処遇の維持向上に努めると共に、児童精神科医療の確保を図り、医療的ケアが必要な利用者に対応すること。

(7) 高校生の積極的受入、新たな心理治療の取組み（例：アニマルセラピー）、入所児童の教育に関する機能充実など児童の処遇向上に資する法人独自の新たな取組みの実施に努めること。

(8) 現在、筑後いずみ園に設置されている筑後市立水田小学校いずみ分校の継続について、筑後市教育委員会等と協議の上、費用負担を含め必要な措置をとること。

(9) 適正な運営を維持するため、県や関係者との連絡協議会を設置すること。

(10) 移譲後の施設運営等について、福岡県が指定する日までに具体的に協議すること。

## 5 応募者の資格等

### (1) 応募者の資格

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 福岡県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であって、情緒障害児短期治療施設の経営が可能な能力を備え、利用者の福祉の向上に熱意を有する者

(イ) 移譲の時期までに福岡県内に主たる事務所を有する社会福祉法人としての認可が確実に見込める者であって、情緒障害児短期治療施設の経営が可能な能力を備え、利用者の福祉の向上に熱意を有する者

イ 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しないものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

(ウ) 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

(オ) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(カ) 役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

### (2) 応募費用の負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

## 6 移譲先法人の決定及び協定の締結

(1) 福岡県が設置する筑後いずみ園移譲先法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者によるプレゼンテーション及び申請書等により、選定委員会委員が応募内容を評価し、その評価を踏まえ、県が移譲先法人候補を決定する。

(2) 福岡県は、(1)で決定された移譲先法人候補と、移譲に関する協定を締結する。

## 7 応募手続

### (1) 事務を担当する部局の名称

福岡県福祉労働部児童家庭課管理係

TEL 092-643-3255（ダイヤルイン）

FAX 092-643-3260

### (2) 募集要項等の配付

#### ア 配付期間

この公告の日から平成26年12月15日（月）まで

#### イ 配付場所等

(ア) (1)の部局で配付（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで）

(イ) 福岡県庁ホームページからダウンロード

(3) 応募申込書等の提出期間

この公告の日から平成27年1月9日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

郵送の場合は、書留郵便により平成27年1月9日（金）午後5時00分までに(1)の部局へ必着とする。

## 雑 報

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月28日

国土交通大臣 太田 昭宏

平成27年測量士・測量士補試験の実施

(1) 試験日時

測量士試験 平成27年5月17日（日）

午前10時00分から午後4時00分まで

（午後0時30分から午後1時30分まで休憩）

測量士補試験 平成27年5月17日（日）

午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

(3) 願書受付期間

平成27年1月6日（火）から1月30日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、郵送の場合は1月30日（金）までの日付の消印があるものに限り受けける

。（後納郵便、別納郵便の場合は1月30日（金）までに必着とする。）

(4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課

(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、平成27年1月6日（火）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県では郵送の取扱いはしない。

○国土地理院

（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）

○国土地理院北海道地方測量部

（〒060-0808 札幌市北区北8条西二丁目1番1号 札幌第1合同庁舎）

○国土地理院東北地方測量部

（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 仙台第3合同庁舎）

○国土地理院関東地方測量部

（〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎）

○国土地理院北陸地方測量部

（〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎）

○国土地理院中部地方測量部

（〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館）

○国土地理院近畿地方測量部

（〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館）

○国土地理院中国地方測量部

（〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館）

○国土地理院四国地方測量部

（〒760-0068 高松市松島町一丁目17番33号 高松第2地方合同庁舎）

○国土地理院九州地方測量部

（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎）

○国土地理院沖縄支所  
(〒900-0022 那覇市樋川一丁目15番15号 那覇第1 地方合同庁舎)

○各都道府県の土木関係部局の主務課

○公益社団法人日本測量協会及び各地方支部

(〒112-0002 東京都文京区小石川一丁目3番4号 測量会館)

(6) 合格発表及び通知

平成27年7月7日(火) 国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果(合否)を通知する。

また、国土地理院のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(7) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課

TEL 029-864-8214,8248